

会 議 録

(2022 年度 愛知県入札監視委員会第 3 回定例会議)

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2022 年度第 2 四半期における発注工事について政策企画局、総務局、人事局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。  
(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答 (要旨)
<p>(農業水産局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模治山事業第 4 号工事の辞退者が多い理由は何か。</li> <li>・他の小規模治山事業、緊急小規模治山対策事業の工事と比べてこの工事の辞退者が多いのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な辞退理由は技術者の配置が困難というものである。</li> <li>・東三河農林水産事務所管内の治山工事は、豊田加茂農林水産事務所、新城設楽農林水産事務所管内と比べて件数が少なく、この工事の内容に対応できる技術者がいる業者が近隣に少なかったのではないかと推測される。</li> </ul>
<p>(農業水産局の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市内を工事場所とする一般競争入札の工事の落札者が全て豊田市内の業者となっているが、参加業者も全て豊田市内の業者か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどは豊田市内の業者であるが、緊急予防治山事業第 3 号工事には蒲郡市内の業者も参加している。</li> </ul>
<p>(警察本部の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通信号機事故等復旧工事第 1 次について、請負率が 99.7%だが、今すぐ復旧しなければならないものなのか。どんな流れで発注する工事なのか。</li> <li>・請負率が高いが、短期に完了させなければならない工事なのか。復旧を急ぐ余り業者の言い値で実施した結果ではないのか。入札したときには復旧は終わっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故後の信号機の復旧には、速やかに行わなければならない部分と本件のように、補修を行い、交通安全措置が取られた上で実施する工事がある。</li> <li>・交通事故後の復旧工事は取捨選択の上、計画的に実施している。本件工事の工期は、8 月から 1 月となっており、復旧のために何らかの代替措置を取った上で入札を進めたが、結果的に高い請負率となったものである。</li> </ul>
<p>(建設局の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札が原則であるところ、随意契約が通常よりも多いような気がするが、随意契約の要件を満たしているのか、なぜ多いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に、災害復旧で緊急に行う必要があるため随意契約とした。それ以外は、特殊な工事、特定の業者しかできないため随意契約とした。</li> </ul>
<p>(企業庁の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約が多い理由は、機械設備の修繕が多いことによるものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備修繕は、設備の納入業者のノウハウが必要であることから、随意契約が多くなっている。</li> </ul>

<p>(建設局の指名停止について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計に瑕疵が見つかったとあるが、設計段階のチェックでミスが判明したという理解で良いか。</li> <li>・工事の段階で初めて発覚したということか。</li> <li>・その修復は、設計業者と工事業者のどちらが対応するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工中に、設計通りにやるとうまくいかないということがわかり、設計に瑕疵があるという判断になった。</li> <li>・はい。</li> <li>・修復は工事業者が対応した。</li> </ul>
---	--

**【検討事案抽出の報告・確認】**

抽出担当委員から、7月から9月までの発注工事について、15局庁等の発注工事の中から企業庁、建築局、警察本部の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

**【抽出事案に関する説明及び検討】**

○赤羽根広域調整池無停電電源装置修繕工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約となっているが、設備の設計書があれば、納入業者以外も修繕することは可能ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備は受注業者のノウハウや技術の下で詳細に設計・製作されたものであり、他の業者が製作した部品と組み合わせた際に正常に作動するかわからないため、納入業者でないとなし難い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・半永久的に納入業者の設備を使用することになるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備全体の利用年数経過を目安に、設備の更新を行っていくこととしており、更新にあたっては競争入札に付している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この設備の耐用年数は何年か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定耐用年数は6年だが、実際は法定耐用年数の倍以上使用している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この設備は今回が初めての修繕か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出事案は今回が初めての修繕である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出事案と比較対象事案で請負率に差がある理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道維持管理における見積方式の考え方としては、単価や歩掛がない場合は、部分見積を徴取することとしており、見積が大部分を占める場合は、全体見積を徴取することができる。</li> <li>抽出事案は、直接工事費における材料費割合の大部分が見積採用となることから経費も含め全体見積を採用し、経費も業者見積が安価であったことから見積採用としたため、入札金額と設計金額にあまり差が生じず請負率が高くなった。一方で、比較対象事案は、直接工事費における材料費割合が低いことから経費は含めず部分見積を採用し、経費は単価算の金額を採用し、入札金額と設計金額に差が生じて請負率が低くなったものと考えられ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出事案と比較対象事案では工事の内容が違うということか。</li> <li>・随意契約の場合、業者から見積徴取する際に予定価格は伝えるのか。</li> <li>・予定価格を超過している場合は、超過していることを伝えるのか。</li> <li>・見積価格の妥当性をどのように判断しているか。</li> <li>・抽出事案は何者から参考見積を徴取したのか。</li> <li>・抽出事案においては、参考見積を徴取した上で予定価格を設定したにもかかわらず、第1回見積において予定価格を超過しているが、その理由は何か。</li> <li>・参考見積を徴取した2者の見積金額は、どの程度差があったのか。</li> <li>・法定耐用年数を超えて設備を使用して問題ないのか。</li> <li>・工事設計書内訳表内の明細表は、誰が作成したのか。</li> <li>・明細表は、単価を基に積み上げていくのか。</li> <li>・抽出事案と比較対象事案で、明細表の制御基板の型番が同じであるのに関わらず単価が異なっているのはなぜか。</li> <li>・別物ということか。同じ型番で単価が違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>る。</li> <li>・取替部品の種類や数量の違いはあるものの、工事の目的としては同じであり、また設置場所毎に必要な設備容量等も違うが、無停電電源装置としてはほぼ同じものである。</li> <li>・伝えない。</li> <li>・見積書の提出を再度お願いする旨伝える。</li> <li>・積算時に参考見積を2者以上から徴取しており、見積額に大きな乖離がある場合は、業者に聴き取りを行っている。</li> <li>・随意契約業者と他1者の2者から徴取した。</li> <li>・参考見積と見積の金額は、ほぼイコールであると考えているが、県が設計金額作成時に建設物価等で単価の置き換えを行ったものもあるため多少乖離したものと考えている。</li> <li>・抽出事案は直接工事費ベースで落札業者の方が2%ほど安く、比較対象事案も落札業者の方が安かった。</li> <li>・蓄電池電源設備の法定耐用年数は6年であるが、企業庁は施設の利用年数を定めており、修繕を前提として蓄電池電源設備は20年を目安として利用している。 また、毎年度、性能及び劣化度合いもチェックし、異常の無いことを確認の上使用している。</li> <li>・県が予定価格を決める際に作成した。</li> <li>・修繕内容に基づき必要な材料費や労務費等を県単価や歩掛を基に積み上げるが、県単価や歩掛りが無い場合は見積を採用している。</li> <li>・型番は同じであっても構成する部品等が全く同じではない場合があり、値段の相違が生じたと考えられる。</li> <li>・厳密にいうと別物である。型番ごとに基本</li> </ul>
---	--

<p>うと積み上げられないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較対象事案1は設置後19年経過して修繕しているが、どのくらいの年数まで修繕で対応するのか。</li> <li>・使用できる間は使用するのか。</li> </ul>	<p>回路設計されている中でも、使用する部品等が多少違うこともあると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定耐用年数は償却年数だが、実際の使用年数は修繕を行っていけば長く使用することは可能である。</li> <li>・使用年数が長くなると、使用している部品の供給が困難となってくることから、設備更新の検討を行う。</li> </ul>
---	--

○海部総合庁舎改修電気工事【建築局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札額が、請負率82%前後と92%前後の2つの価格帯に分かれている理由は何か。</li> <li>・なるべく低い金額を狙おうとした業者の層と、基準価格に近い金額を算出した層に分かれており、談合があつて、2つの価格帯に集まっているわけではないと推定しているということが良いか。</li> <li>・失格した6者は、どの項目で失格となったのか。それぞれ同じなのか、全く違うのか。</li> <li>・特に共通点は見受けられないということか。</li> <li>・概ね2億2500万円台で入札した業者と2億5330万円台で入札した業者の入札額の内訳は似ているのか。</li> <li>・入札額が似ていても内訳が各者で全く違うのは不思議である。</li> <li>・業者が基準価格を計算するときに、直接工事費、共通仮設費などそれぞれの計算方法があるわけではないのか。計算式があるのであれば、内訳も似てくるのではないのか。</li> <li>・予算執行書の決裁欄に、「研修生」と記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札者12者のうち5者の入札額は、2億2500万円程度であり、これは、失格判断基準を全て足した金額である。そして、入札者12者のうち6者の入札額は、2億5336万円程度であり、基準価格に近い金額になっている。</li> <li>・はい。</li> <li>・各者違っている。</li> <li>・はい。</li> <li>・内訳についても、各者違っており、直接工事費が多くてその他の共通費が安かったり、その逆もあつたりした。関連性はなかった。</li> <li>・各者、得手不得手があるためばらつきが出たと考えられる。</li> <li>・基準価格の算定式は公表しているが、積算は各者それぞれの方法で行っているため、ばらつきが出たと考えている。</li> <li>・建設総務課に契約事務を習得する目的で、</li> </ul>

<p>載があるが、研修生とはどういうことか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回目の入札が中止・不調になった背景として、「①既存の施設を使用しながらの工事であり、作業に制約を受けることなどから手間がかかる。」、「②工期が長く、技術者がその期間専任となることから、敬遠されたものと思われる。」と資料に記載されているが、これは1 回目の入札の時からわかっていることではないのか。</li> <li>・ 1 回目の入札で、参加資格を絞り込みすぎているのではないかと思うがどうか。</li> <li>・ 見込み業者数の規定は、不調になる特別な背景がないような場合に設定しているものではないのか。不調になりそうであることが最初からわかっているのであれば、もっと入札参加者が多くなるような資格を設定して発注すべきだったのではないか。</li> <li>・ 2 回目の入札で、工期を短くしているが、それは企業にとってきついことだというイメージがあるが、1 回目の入札で設定された工期は、余裕を持ちすぎていたという理解で良いか。</li> <li>・ 工期を短くしても対応できるということで2 回目の入札では工期を短くしたのか。</li> <li>・ 基準価格を公表されているということだったが、金額だけではなく、計算式も公表されているのか。</li> <li>・ 2 回目より 1 回目のほうが、予定価格が高いが、1 回目が不調になった場合に、2</li> </ul>	<p>他団体から研修に来ている職員がおり、「研修生」という表記になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> <li>・ 入札の見込み業者数は、規定で目標値が決まっており、1 回目の入札の見込み業者数はその規定を超えているため、この入札参加条件にした。地方の業者であり、技術者が少なかったため、結果的に参加者がいなかったと考えられる。1 回目の入札の見込み業者数が極端に少ないとは、発注時点では判断していなかった。</li> <li>・ 今すぐということにはならないと思うが、規定を見直したり、特例を考えたりするべきだと思う。</li> <li>・ 本工事は改修工事であり、部屋を空けてからでないといことが実施できないことや、工事の実施手順に制約を受けることなどにより長い工期設定としている。工期が長すぎるということはない。</li> <li>・ 本工事は電気工事だけではなく、建築工事、管工事、空調工事と合わせて一つの工事として、改修事業を行うものであるが、このような場合、工期末を同一にするのが基本である。他工事はすでに着手していて、工期末も決まっている。この工期末であれば可能であると判断し、工期を短縮して発注した。</li> <li>・ 金額は公表していないが、算定式は公表している。</li> <li>・ ご質問のと通りの対応が通常ではあるが、今回の場合、設計のほうは特に見直しはしな</li> </ul>
--	--

<p>回目は 1 回目より予定価格を高く設定するのが普通ではないかと思うが、2 回目ですべての予定価格を下げたのはなぜか。</p>	<p>くて良いという判断で行っているが、他工事との関係で 1 回目より工期は 1 か月短くなっている。本工事は、工期が長いほど経費が高くなるという積算基準であるため、予定価格は 2 回目のほうが低くなった。</p>
---	---

○交通信号機改良工事第 1 次（製造工事）【警察本部】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に工事を分離すればその分共通費や経費がかさむような気がするが、本件工事が安くなるというのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年から警察庁で特に事業量が多い工事は分離発注を進めている。当県においても同様に実施しており、本件はこれに該当する。一括発注の場合、利益は制御機の製造に転嫁していると考えており、費用低減の効果を検証し見極めているところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ効果の検証中ということは、予定価格には反映していないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格には、過去の落札価格は参考にはしているが、直ちに反映させているものではない。予定価格は、複数業者から見積を求め、最低額の見積に物価の変動等を踏まえて設計を行っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積をとった業者に今回の落札者は入っていないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入っていてもこんなに請負率が下がるものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数メーカーから見積をとって予定価格を算出しているが、請負率が低い理由は、分かりかねるところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・何社から見積をとっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 者から徴収している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番安い見積額を基にするということだが、それは落札者だったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今は手元に資料を持ち合わせていないため、該当業者かどうかは分からない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者が見積に参加しているのに、20 数パーセントも請負率が下がるのが不自然ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格は物価等諸情勢を参考にしたが、予定価格の算定期と入札時期で部材の価格変動が反映されたことも一因であると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積をもらう時期と入札の時期はいつなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は年度当初にもらっていて、入札は 7 月となっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格の調査も最低制限価格の設定もないのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は信号制御機の製造を発注するもので、一般には流通しておらず、受注後に警察庁からの仕様に基づいて製造するものである。内部の部材を他のものに置き換えるなどの品質低下の恐れがないため、最低制限価格</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・同様に低入札調査もしないのか。</li> <li>・見積を依頼する際にはロット数等の条件をつけるのか。発注数が10個か100個では価格も変わるのではないのか。まとめて発注すると値段が下がるわけではないのか。</li> <li>・信号機は年間、交換がいろいろなところで必要だろうし、仕様が異なるものではないと思うので、年間でまとめて発注した方がいいと思う。分離発注で値段を下げる試みをしているということだが、さらに一歩進んで、数を増やして発注することは考えていないのか。</li> <li>・見積は1機あたり依頼するということが、今の話では、交差点ごとに中身が異なるということで、その見積はどこまで意味があるのか。</li> <li>・年度当初に工事の交差点が決まっているならそこを指定して見積を依頼すれば正確な見積が取れるのでは。</li> <li>・信号機は昔と比べると形状が新しく変わっているが、費用低減の効果なのか。昔は赤青黄に底がついていた。今はもっとシンプルになっていると思うが、価格を下げる効果なのか。</li> </ul>	<p>の設定は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その通りである。</li> <li>・ロット数単位ではなく、1機ごとの単価で依頼をしている。</li> <li>・分離発注の拡大は今後の課題として認識している。信号制御機は外見は同じに見えるが、実際は交差点の形状や運用によって中身が異なることは多々ある。年度当初に一括で発注することは、各交差点の個別の事情に対応できない恐れがあり、そこまでは至っていない状況である。</li> <li>・今回の案件は、今ある制御機を同等品に交換する事業であり、これに限り分離発注で行っている。それ以外の工事は予定価格に様々な要素を加え、積算を行うので見積方法は適切なものだと考えている。</li> <li>・信号制御機の工事は更新年数が基準となっているが、地元の方の意見要望を反映する必要もあり、年度当初に指定をすることは課題として認識しているが、現状は難しい状況である。</li> <li>・かつては、電球の灯器が主流であったが、現在はLED化を進めている。電球は球切れの心配があるが、信号灯器の場合、切れてから替えるわけにはいかず、状態に関わらず年に1回交換していた。LEDは更新基準年数まで使用でき、電力も安く済むことから、費用の削減が出来、これを進めている。LEDにも種類があり、まな板のようなものにLEDが埋まっているだけのタイプや、ブツブツの点が集まったようなもの等があり、これはメーカーによる製品の違いである。遠くから見た時の視認性もLEDの方が優れているので事故抑止になることからLED化を進めている。</li> </ul>
--	---

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。

装置類の発注についても、随意契約ではなくできるだけ競争入札に付す等して競争原理が働くように発注していただきたい。また、抽出事案に関して、抽出理由に対する回答は、で

きるだけ書面で明確にまとめた上で説明していただきたい。

今後も引き続き入札契約事務の適正な執行に努めていただきたい。

**【その他】**

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について